移動支援等の課題解決に向けたスーパーバイザー派遣事業について

大分県 福祉保健部 高齢者福祉課
地域包括ケア推進班

住民主体の移動支援サービス創出に向けた伴走型支援（Ｒ５～）

現状

地域課題の中でも高齢者の移動に関する課題は解決が難しく、地域ケア会議が形骸化する一因となっている

【高齢者福祉担当】

【地域ケア会議の5つの機能】

ここへ課題を感じる市町村が多い

個別課題解決機能 → ネットワーク構築機能 → 地域課題発見機能 → **地域づくり・資源開発機能** → 政策形成機能

これまでの取組

- 地域ケア会議の導入支援（H24～）
- 地域ケア会議の充実・強化に向けたアドバイザー派遣（H25～）
- 生活支援体制整備事業の課題解決に向けた市町村への伴走型支援（R3～）

課題

住民主体の移動支援サービス創出についての高い壁
- 住民のニーズがわからない（通院、買い物、通いの場・・・等）
- 住民主体の移動支援サービスの担い手がいない
- 交通サービス・保険に関係する制度・手続きがわからない

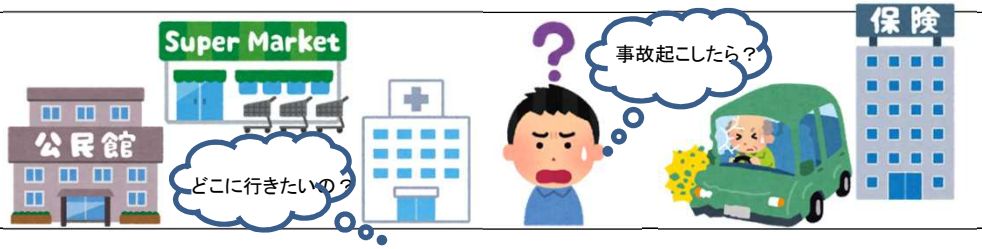

【Ｒ５新規】住民主体の移動支援サービス創出に向けた伴走型支援

支援のイメージ

NPO法人　全国移動サービスネットワーク（委託）

市町村選定
- 事前ヒアリング

→ **訪問・ヒアリング**
- 高齢者の移動手段
- 支え合いの有無

→ **研修・助言**
- 地域住民への説明会
- ニーズ調査
- 担い手の育成

→ **実証**
- 住民への広報
- コース走行

→ **事業構成提案**
- （住民向け）継続可能な仕組み構築
- （市町村向け）総合事業への移行支援

【竹田市移動支援勉強会】
- 他市町村での取組事例の紹介
- 許可及び登録不要なサービス提供方法の紹介
- 保険制度の紹介
- （地区のヒアリングを受けた）取組提案　等

【R5：大分県支援体制】

R5支援市町村：2市
佐伯市（直川地区、弥生地区）、
竹田市（明治地区）

高齢者福祉課	介護保険制度における住民主体の移動支援サービスに関すること
交通政策課	道路運送法における許可または登録を要する運送に関すること
振興局	地域活力づくり総合補助金の活用に関すること

生活支援体制整備事業を中心とした課題解決に向けたスーパーバイザー派遣（移動支援）

【現状・課題】
移動手段・送迎の問題については、道路運送法をはじめ、関係する法制度が複雑であることから、取組が進んでいるところでは、高齢者の暮らしを支える体制が構築されていく中、今後その差はますます広がることが懸念される。

総合事業は、公費と被保険者が支払う介護保険料で構成されることから、その使途には一定のルールがあり、また、移動支援・送迎の仕組みづくりのためには、その他にも多様な方法があり、総合事業による補助等を行わない方法も含めて、各地域の実情にあった柔軟な選択をすることが重要。

→市町村にスーパーバイザーを派遣することで、各地域の実情にあった移動支援の構築を図る。

スーパーバイザーの業務

➢課題の抽出、基礎的な助言
ヒアリングや等を行うことで各市町村の状況把握、課題の抽出を行うと共に、基礎的な課題に適宜助言。

➢市町村に対する個別支援
ヒアリング等を行う中で、特に支援が必要とされる市町村に対しては、定期的なモニタリング及び助言等により、市町村の取組のコーディネートを行う。

➢県の今後の市町村支援方法に関する助言
県内市町村の課題把握をしたうえで、県としての今後の市町村への支援方法についても適宜助言。

➢成果の報告
後年度の事業に１年間の活動を活かすため、抽出された課題、それに対応した支援の内容等をまとめた成果報告書を作成する。報告会の実施。

委託先

➢全国移動サービスネットワーク

地域支援事業（総合事業）に係る継続的な支援を実施しており、全国の優良な取組に携わっている。

移動サービス創出支援事業（静岡県委託事業）等

事業効果

知見のあるスーパーバイザーの支援により、全国の移動支援の状況等を踏まえて、地域の実情に応じた移動サービスが提供されることで、地域包括ケアシステムの構築へつながる。

移動支援等の課題解決に向けたスーパーバイザー派遣
全体の流れ等

●訪問時は、県、市、社協、担い手となり得る関係者、アドバイザーの全員で対話する
訪問するアドバイザーは、内容に応じて選定する（全国移動ネット理事・事務局）

●訪問時以外の期間は、現状の共有及び課題解決に必要なメンバーが連絡を取り合う
対象となる地域や住民、担い手となる組織や個人の反応によって、市とアドバイザーが次回の支援の内容を協議する

●2回目と3回目の間のミーティングは、2市合同で行う（担い手の参加は任意）

アドバイザー

NPO法人
全国移動サービスネットワークの
アドバイザーの
方々

訪問時

8月～9月頃	9月頃～11月頃	12月頃～R6.1月頃	R6.2月頃
1回目支援	2回目支援	3回目支援	事例報告会
・ニーズ把握と共有 ・移動支援の目的やしくみの理解、関係者の発掘	・創出する取組内容の検討（事例把握やイメージの具体化）	・創出の準備（講習、実証実験、組織化等） ・市による支援具体化	・進捗状況の発表 ・目標や課題の共有化

訪問時以外

顔合わせ
現状把握（1市ずつ）

担い手や関係者の意向確認＆疑問の解消（1市ずつ）

県、2市、アドバイザーによる進捗共有し、市による活動の支援策を検討

創出する取組の内容や見通しを確認

＊電話、メール、オンラインミーティングを活用
＊担い手候補者＆市＆アドバイザー間で、随時質問と情報提供を繰り返す
＊県は各市の進捗を把握しアドバイザーと共有、市町村の悩みを聞き状況を整理、必要に応じMTを開催

生活支援・介護予防サービスの充実と高齢者の社会参加

○　単身世帯等が増加し、支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中、生活支援の必要性が増加。ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の多様な主体が生活支援・介護予防サービスを提供することが必要。
○　高齢者の介護予防が求められているが、社会参加・社会的役割を持つことが生きがいや介護予防につながる。
○　多様な生活支援・介護予防サービスが利用できるような地域づくりを市町村が支援することについて、制度的な位置づけの強化を図る。具体的には、生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」の配置などについて、介護保険法の地域支援事業に位置づける。

地域住民の参加

生活支援・介護予防サービス

○ニーズに合った多様なサービス種別
○住民主体、NPO、民間企業等多様な主体によるサービス提供

・地域サロンの開催
・見守り、安否確認
・外出支援
・買い物、調理、掃除などの家事支援
・介護者支援　等

生活支援の担い手としての社会参加

高齢者の社会参加

○現役時代の能力を活かした活動
○興味関心がある活動
○新たにチャレンジする活動

・一般就労、起業
・趣味活動
・健康づくり活動、地域活動
・介護、福祉以外のボランティア活動　等

バックアップ

市町村を核とした支援体制の充実・強化

バックアップ

都道府県等による後方支援体制の充実

コーディネーターの目的・役割等について

設置目的

市町村が定める活動区域ごとに、**関係者のネットワークや既存の取組・組織等も活用しながら**、資源開発、関係者のネットワーク化、地域の支援ニーズとサービス提供主体のマッチング等のコーディネート業務を実施することにより、地域における生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向けた取組を推進する。

役割

〇生活支援の担い手の養成、サービスの開発等の**資源開発**・・・・・第１層、第２層
〇サービス提供主体等の関係者の**ネットワーク構築**・・・・・・・・・・・・・第１層、第２層
〇地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動の**マッチング**　・・・第２層

ニーズの把握が重要
→いま地域にある資源ですべてのニーズが満たされる場合はマッチングのみが仕事

配置

常勤・非常勤やボランティアなどの雇用形態については問わず、また、職種、人数、配置場所、勤務形態等は一律には限定せず、**地域の実情に応じた多様な配置が可能**であるが、**市町村や地域包括支援センターと連携しながら活動**することが重要。

資格・要件

〇地域における助け合いや生活支援・介護予防サービスの提供実績がある者、または中間支援を行う団体等であって、地域でコーディネート機能を適切に担うことができる者。
〇特定の資格要件は定めず、市民活動への理解があり、多様な理念をもつ地域のサービス提供主体と連絡調整できる立場の者であって、国や都道府県が実施する研修を修了した者が望ましい。
〇コーディネーターが属する組織の活動の枠組みを超えた視点、地域の公益的活動の視点、公平中立な視点を有することが適当。

協議体の目的・役割等について

設置目的

生活支援・介護予防サービスの体制整備に向けて、多様なサービス提供主体の参画が求められることから、**市町村が主体**となって、**「定期的な情報の共有・連携強化の場」として設置する**ことにより、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による資源開発等を推進する。

役割

〇コーディネーターの組織的な補完
〇地域ニーズの把握、情報の見える化の推進
（アンケート調査やマッピング等の実施）
〇企画、立案、方針策定を行う場
〇地域づくりにおける意識の統一を図る場
〇情報交換の場、働きかけの場

具体例
・地域の課題についての問題提起
・課題に対する取組の具体的協力依頼
・他団体の参加依頼
（A団体単独では不可能なこともB団体が協力することで可能になることもある）

設置主体

設置主体は市町村であり、第1層のコーディネーターが協力して地域の関係者のネットワーク化を図り、設置する。
※地域の実情に応じた様々なネットワーク化の手法が考えられるため、既に類似の目的を持ったネットワーク会議等が開催されている場合は、その枠組みを活用することも可能。
※特定の事業者の活動の枠組みを超えた協議が行われることが重要。

構成団体等

〇行政機関（市町村、地域包括支援センター等）
〇コーディネーター
〇地域の関係者（NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、協同組合、民間企業、ボランティア団体、介護サービス事業者、シルバー人材センター等）
※この他にも地域の実情に応じて適宜参画者を募ることが望ましい。

市町村意向調査で見えた住民主体の移動支援サービス創出についての課題（抜粋）

○移動支援を行う団体は訪問Bを行う団体が適当だと思うが、どの団体も高齢化しており、「後継者問題」がある。

○「事故等のリスク」を考え、移動支援を積極的に行いたい団体がない。

○買い物に行きたいが、利用出来る交通手段がタクシーしかなく、費用が高い。

○ニーズとしては「病院の送迎」ニーズが年々増加している。

市町村意向調査で見えた住民主体の移動支援サービス創出についての課題（抜粋）

○移動支援に特化したサービスではなく、住民参加型の生活支援サービスの一部として移動支援が入っているため、移動支援に対応できるスタッフが高齢化により難しくなっている。

○福祉バスや路線バス等でカバーできない、いわゆる交通空白地域における移動支援サービス、個々のニーズに対応できるサービス創出ができていない。

○コミュニティバスでは、バス停までしか来ないため、自宅からバス停まで遠くて歩けない、買い物帰りの荷物が重くて利用できない、利用したい時間帯にバスがないなどの理由で利用できていない高齢者が多い。

市町村意向調査で見えた住民主体の移動支援サービス創出についての課題（抜粋）

○移動支援という課題はあるが、住民主体にしてしまうと、費用面の負担等があり、そもそも責任が持てないということがある。また、前提として支え合いの意識が低い。

○住民主体の団体ができた場合、タクシー事業者等との線引きを慎重にする必要がある。

○今後、高齢者の免許返納などにより、移動に困る高齢者が増加することが予想されるが、サービスの創出には至っていない。

市町村意向調査で見えた住民主体の移動支援サービス創出についての課題（抜粋）

○車を持たない、金銭的に余裕がない等の理由により、特に山間部などでは移動手段に困っている高齢者もいると思うが、安全面や責任、担い手の問題もあり、住民主体の移動支援に取り組むことが難しい。

○介護保険課以外の課による公共交通を活用した高齢者等の移動支援を推進しているが、立地条件等により利用者が少ないことにより、課題の解決に至らない状況がある。

○高齢者の交通手段の問題について、移動支援サービスの検討が必要であるが、保険者・SCいずれもマンパワー・財源不足を理由に検討ができていない。

ご清聴ありがとうございました。

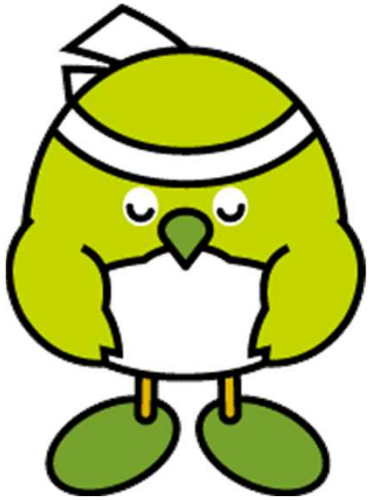

大分県 令和５年度 移動支援等の課題解決に向けた事業報告会　2024.２.21

NPO法人 全国移動サービスネットワーク

基調報告
移動支援の創出支援を通じた課題と対応

全国移動サービスネットワーク　副理事長　河崎民子

【　お話しする内容　】

■　地域の課題・・重要なのは 介護予防＆地域づくり

■　地域で支え合う　移動支援活動の事例　創出プロセス＆法制度

■　事故があったら どうするの！（リスクマネジメント＆保険＆責任体制）

■　よくある質問

・運転ボランティアの年齢　・ライドシェア　・地方運輸局等との調整

少子高齢＆人口減少社会＆核家族化の進行　高齢独居・高齢者のみ世帯の増加

65歳以上の者がいる世帯の世帯構造（状況・年次推移）厚生労働省 2022年国民生活基礎調査の概要から

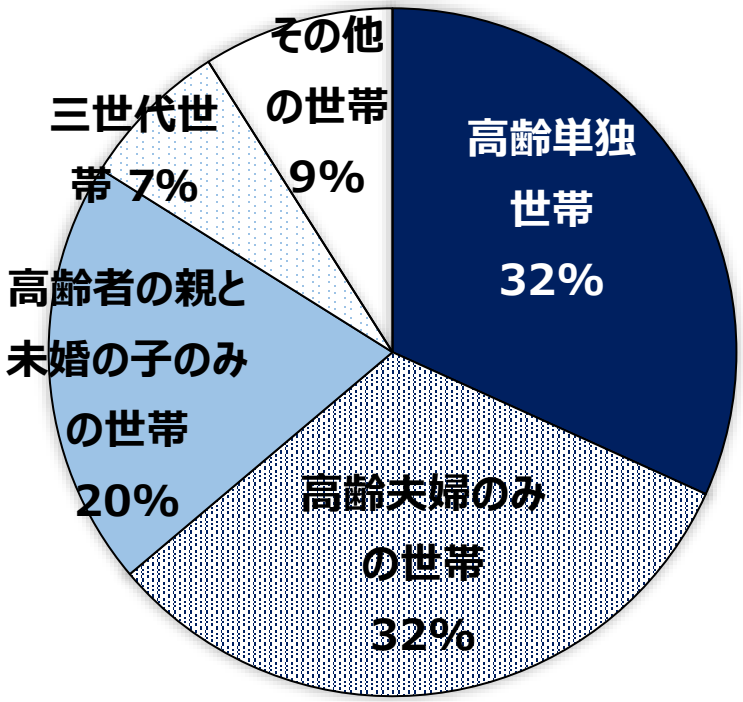

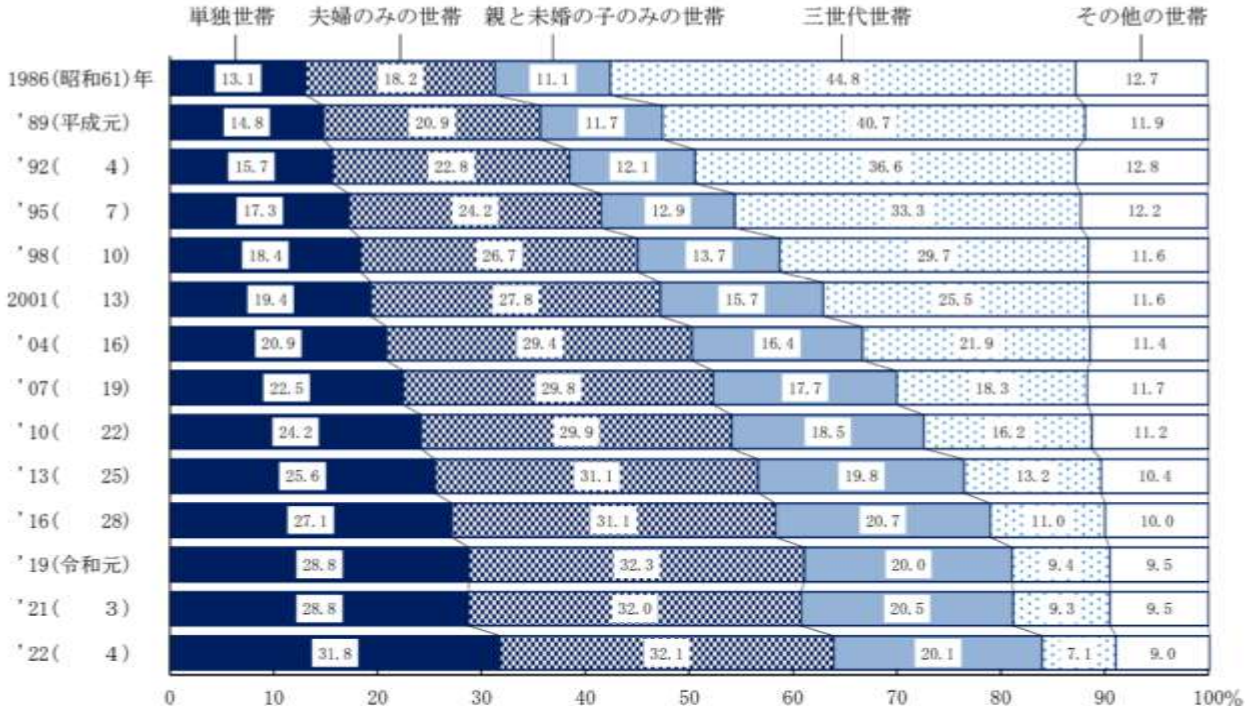

注：1) 1995(平成７)年の数値は、兵庫県を除いたものである。
2) 2016(平成28)年の数値は、熊本県を除いたものである。
3) 2020(令和２)年は、調査を実施していない。
4) 「親と未婚の子のみの世帯」とは、「夫婦と未婚の子のみの世帯」及び「ひとり親と未婚の子のみの世帯」をいう。

- 多世代同居時代にあった「家庭内の福祉的機能」が期待できない
- 公共交通では取り残される高齢者等がいる

→ **地域の福祉機能が課題に**

支援が必要な高齢者　全て介護保険の給付サービスで対応するのは 限界に近い

介護保険の財源構成と規模

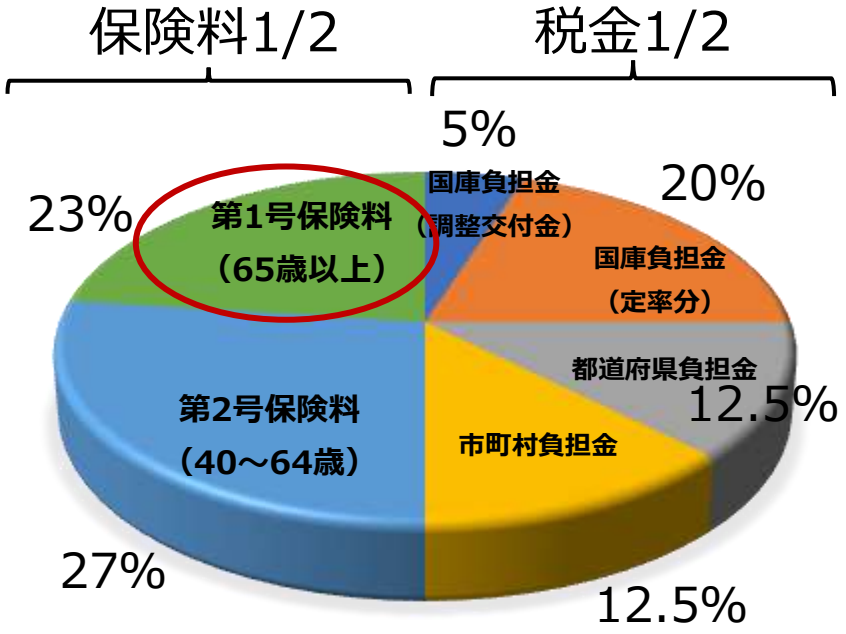

厚生労働省老健局　資料から

- 要介護者等への給付
- 介護人材の不足

フレイル・介護予防の取組みが急務　**住民全体の課題**

介護給付と保険料の推移

高齢人口の増加とともに要介護認定者も増え

給付費は当初の3倍、65歳以上の保険料(基準月額)も2倍超に

介護保険にかかる給付費・事業費と保険料の推移

【出典】介護保険事業状況報告
※1　介護保険に係る事務コストや人件費などは含まない（地方交付税により措置されている）。
※2　保険給付及び地域支援事業の利用者負担は含まない。

65歳以上が支払う保険料〔全国平均（月額・加重平均）〕

大分県平均 5,956円

第1期 (H12～14年度) (2000～2002)	第2期 (H15～17年度) (2003～2005)	第3期 (H18～20年度) (2006～2008)	第4期 (H21～23年度) (2009～2011)	第5期 (H24～26年度) (2012～2014)	第6期 (H27～29年度) (2015～2017)	第7期 (H30～R2年度) (2018～2020)	第8期 (R3～R5年度) (2021～2023)
2,911円	3,293円 (+13.1%)	4,090円 (+24.2%)	4,160円 (+1.7%)	4,972円 (+19.5%)	5,514円 (+10.9%)	5,869円 (+6.4%)	6,014円 (+2.5%)

介護が必要となった主な原因

令和３年版 高齢社会白書：内閣府 から

介護が必要となった主な原因は**「認知症」が18.1%と最も多く**、次いで「脳血管疾患（脳卒中)」15.0%、「高齢による衰弱」13.3%、「骨折・転倒」13.0%

図1－2－2－10　65歳以上の要介護者等の性別にみた介護が必要となった主な原因

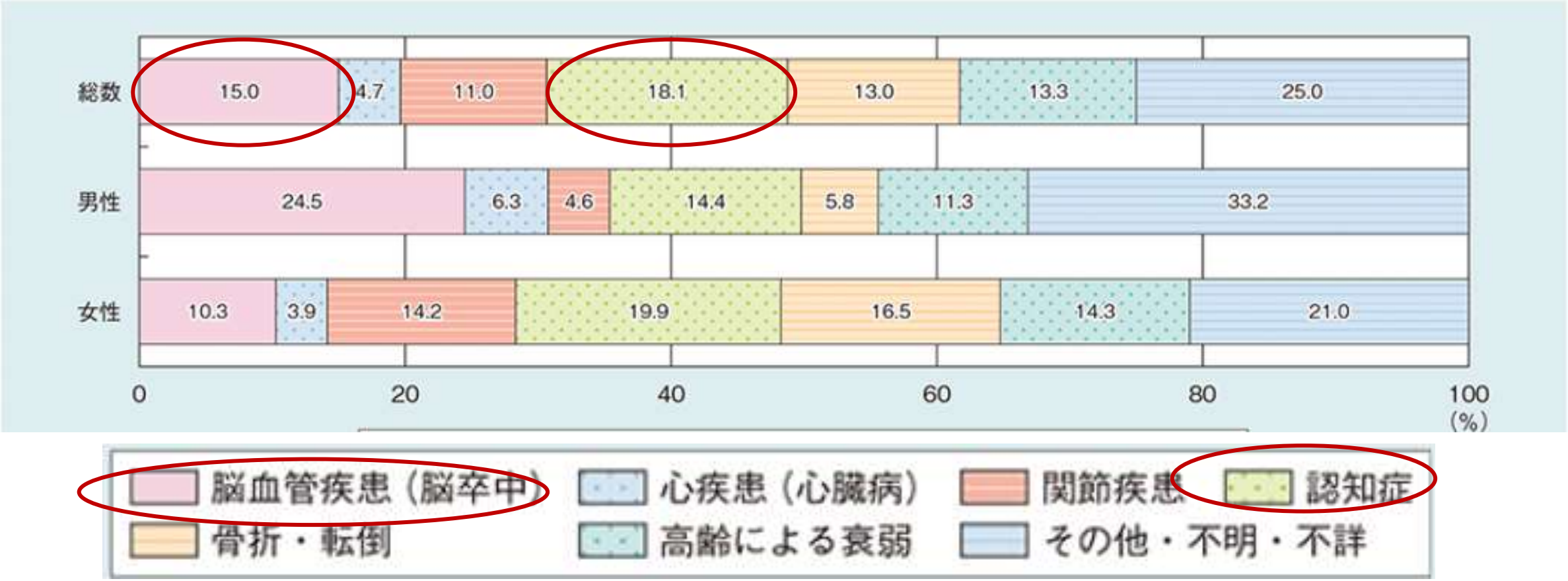

外出と交流は健康と深くかかわっている

日本老年学的評価研究機構の調査から

Japan Gerontological Evaluation Study : 日本老年学的評価研究
JAGES 健康とくらしの調査

人との交流は週１回未満から健康リスクに

～認知症や要介護(要介護2以上)，死亡が1.3～1.4倍～

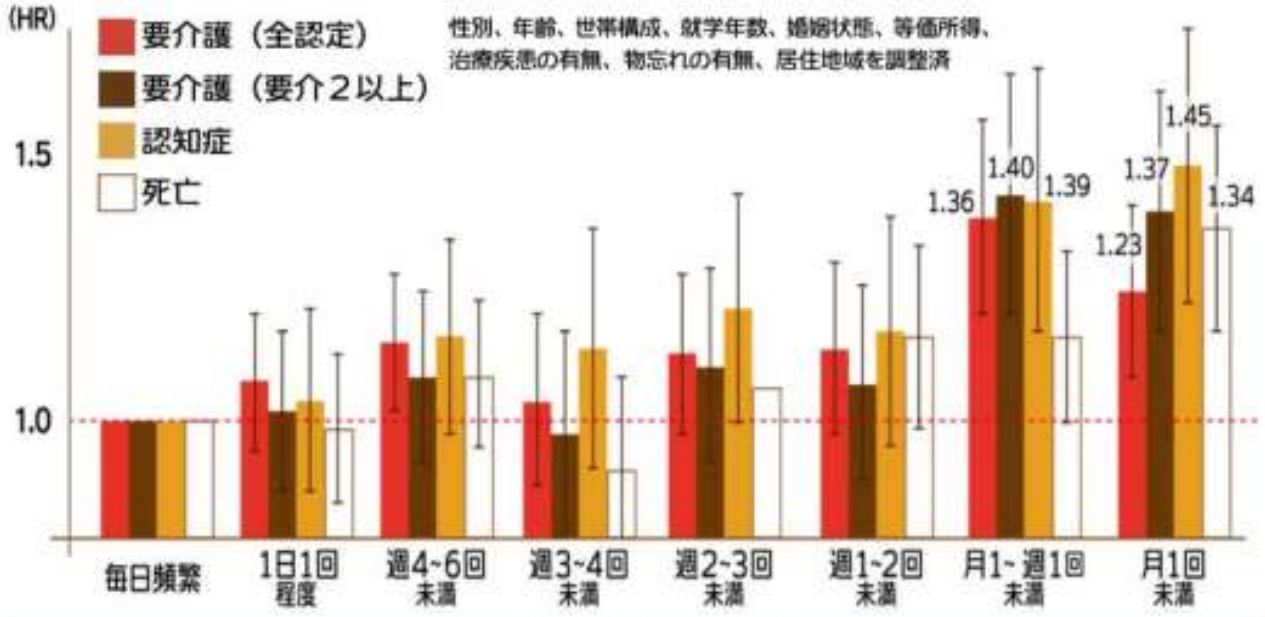

他者との交流頻度

10 年間のコホートデータを使用。約 12000 人を解析した結果。

斉藤雅茂・近藤克則・尾島俊之ほか (2015) 日本公衆衛生雑誌，62(3) より

Saito T, et. al., J Epidemiol Community Health. 2018: 72(1):7-12.
doi: 10.1136/jech-2017-209811

13984名を9.4年追跡

社会との多様なつながりがある人で認知症発症リスクは半減

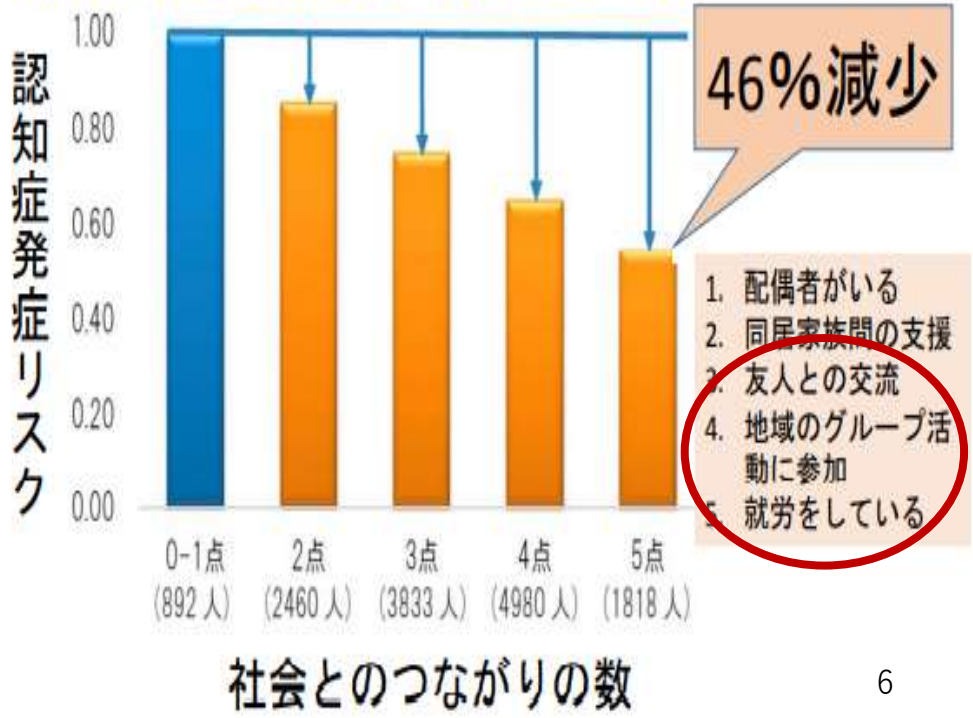

介護予防・日常生活支援総合事業の推進
～生活支援・介護予防サービスの充実と高齢者の社会参加～

地域住民の参加

生活支援・介護予防サービス

○ニーズに合った多様なサービス種別
○住民主体、NPO、民間企業等多様な主体によるサービス提供

・地域サロンの開催
・見守り、安否確認
・外出支援
・買い物、調理、掃除などの家事支援
・介護者支援　等

高齢者の社会参加

○現役時代の能力を活かした活動
○興味関心がある活動
○新たにチャレンジする活動

・一般就労、起業
・趣味活動
・健康づくり活動、地域活動
・介護、福祉以外のボランティア活動　等

生活支援の担い手としての社会参加

バックアップ
市町村を核とした支援体制の充実・強化

バックアップ
都道府県等による後方支援体制の充実

出典　厚生労働省

【 国土交通省の認識 】

許可・登録不要の通達 改正

１．背景

自動車による移動手段の確保は、**日常生活の維持、地域の活性化**、観光振興、教育を受ける機会の確保、**外出増加による医療・介護費の削減**など、**多面的で公共的な意義がある**ため　・・(略)

高齢社会や共働きの進展、地域へのさまざまな観光客の来訪などを考慮すると、**地域での互助活動・ボランティア活動による運送、**自家使用の自動車による運送等**にも一定の役割を持たせないと社会・経済活動の維持が困難になることも現実である。**

パブリックコメント 2023.12.27～**2024.1.25**
「道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について」の一部改正について（概要）から

公共交通機関又は**自家用有償旅客運送の利用が困難な住民の運送**や他のサービスに付随して生じる運送の考え方を整理し、運用してきたところであるが、**地域における移動資源の確保がかなり困難になっている**なかで、道路運送法における**許可又は登録を要しない運送についても**、公共交通機関や自家用有償旅客運送の果たす**役割を補完することが重要**であることから、**改めて明確化するため**、「道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について」(平成30年3月30日国自旅第338号)について、**所要の改正を行う。**

■　地域の課題・・重要なのは 介護予防＆地域づくり

■　地域で支え合う　移動支援活動の事例　　創出プロセス＆法制度

■　事故があったら どうするの！　（リスクマネジメント＆保険＆責任体制）

■　よくある質問

・運転ボランティアの年齢　　・ライドシェア　　・地方運輸局等との調整

住民主体を後押しする 機能やツール

■ 専門職としての生活支援コーディネーターの配置
協議体の設置

3つの活動理念 共有化されていますか？
「地域づくり」の本気度 示せてますか？

■ 社会福祉法人の制度改革➡ 公益的な取組を実施する責務

社会福祉法改正 2016年

デイサービス車両の空き時間で

買物支援・サロン送迎等

社会福祉法人連絡会などで働きかけしていますか？地域の課題を見える化していますか？

■ 自治体等による立上げ支援

自治体のバックアップは？

- アドバイザー派遣や伴走型支援
- 相談窓口の設置
- 地域支え合い型ドライバー養成研修の実施
- 活動補助金など

神奈川県**秦野市 「とちくぼ 買い物クラブ」**

形態:買物支援　　車両:社会福祉法人(浄泉会)　　運転＆付添:ボランティア

【経過】 地域の**自治会連合会から買物支援について市へ要望**➡市が**全戸にアンケートを配布**
➡**高齢化率50%以上**で「**すぐにも乗りたい**」との回答があった**栃窪地区で実施**

モデル実施 2018.9月 **本格実施**12月	**・毎週(水)10:00～12:00　無料** **・運転ボランティア：自治会役員など6人** ※秦野市地域支え合い型認定ドライバー養成研修受講 ※社会福祉法人・地域・市の３者による協定締結
事業の効果 (利用者の声)	・自分の目で見て納得がいく買い物ができた　・以前親しかった人と何年かぶりに会えて嬉しかった　・末永くやってほしい
事業の効果 (ボランティアや地域の声)	**・地域のコミュニケーションが活発化した** **・車のなかで悩みを話す人ができてストレスが解消され、安心感が生まれたようだった** **・ひとり暮らし高齢者を地域で見守るという意識が共有されはじめた** **・ボランティアが特別なことではない雰囲気が地域に生まれた** (別途「里山クラブ」も誕生:山林手入等) **・毎週外出することにより介護予防につながった**

【住民主体で取組む効果】

買い物困難という課題に対して、**移動販売車**や**宅配**等の方法もあるが、**互助活動**は**利用者＆担い手双方の介護予防**や**地域づくりにつながる**

社会福祉法人 浄泉会提供の車両

静岡県**御殿場市**（人口8万5千）**住民主体の移動支援**（許可登録不要）　**運転はボランティア**　（令和5年11月現在）

	事業名	発足日	内容	対象者	協力施設等(車両など)
1	**運転ボランティアの会たんぽぽ**	平成15年4月	**毎週(月)(水)(金)**通院送迎	市内在住で歩行困難な方、自力で外出が困難な高齢者や障害者	御殿場市、御殿場市社会福祉協議会
2	**中畑北区買い物支援プロジェクト**	令和2年7月	**買い物支援 毎月2回**	中畑北区民で、買い物に行く手段がない高齢者	(福)野菊寮
3	**ほっくばらみんなで支える移動支援プロジェクト**	令和2年9月	**買い物支援 毎週(木)+6の日**	北久原区民で、買い物に行く手段がない高齢者	(福)十字の園御殿場十字の園
4	**東山・二の岡移動支援サービス**	令和4年3月	**買い物支援 毎月第1第3(火)**	東山・二の岡区民で買い物に行く手段がない高齢者	(有)グリーンフォレスト小規模多機能型居宅介護あざみ
5	**駒門区元気になろう会移動支援サービス**	令和4年4月	サロン送迎 毎月第2(火)	元気になろう会の参加者で移動手段がない方	(福)福祉を共に考えるつどいの家
6	**保土沢区いきいきサロン移動支援の会**	令和4年7月	サロン送迎 毎月第1(木)	元気になろう会の参加者で移動手段がない方	(福)武蔵の会さくら学園
7	**深沢区ふかさわやすらぎの会移動支援の会**	令和4年12月	サロン送迎 毎月第3(金)	やすらぎの会の参加者で移動手段がない方	(福)十字の園御殿場十字の園
8	**印野地区買い物支援グループ**	令和5年6月	**買い物支援 毎月第2第4(火)**	印野区民で、買い物に行く手段がない高齢者	(福)博友会特養ふじあざみ
9	**東山・二の岡生活支援お助け隊**	令和5年11月	**生活支援などとの一体運送**	東山・二の岡区民で独居または高齢者のみ世帯の高齢者	ボランティア車

ニーズや地域資源の把握が
まず必要

モデル地域を決めて調査を行うとき

上田市の事例

【特徴】
・買い物、通院、サロン等に別けて質問している
・④で、その他の困りごとも聞いている
・同時に、支援できることも聞いている

移動支援に係る高齢者の状況調査表　[　　包括：担当　　]

自治会	年齢	性別	家族構成	自家用車
	歳	男・女	独居 ・ 高齢者世帯 その他（　　）	自己所有　あり・なし 家族所有　あり・なし

※任意　氏名：　　連絡先：

① 買い物について

日常
①自分の車　②家族の送迎　③近所の人の送迎　④友人の送迎
⑤徒　歩　⑥バス利用　⑦タクシー利用　⑧有償運送サービス
⑨コープ　⑩移動販売　⑪デマンドバス　⑫ネットスーパー
⑬宅　配　⑭家族に届けてもらう
⑮その他（　　）

◆ボランティアによる送迎があったら、利用したいですか
①すぐにでも利用したい
①の理由（　　）
②今後、困ったら利用したい　③利用したいと思わない

※特記事項

② 通院について

日常
①自分の車　②家族の送迎　③近所の人の送迎　④友人の送迎
⑤徒　歩　⑥バス利用　⑦タクシー利用　⑧有償運送サービス
⑨往　診　⑩デマンドバス　⑪病院の送迎
⑫その他（　　）

◆ボランティアによる送迎があったら、利用したいですか
①すぐにでも利用したい
①の理由（　　）
②今後、困ったら利用したい　③利用したいと思わない

※特記事項

③ サロンや趣味の活動(通いの場)について

日常
①自分の車　②家族の送迎　③近所の人の送迎　④友人の送迎
⑤徒　歩　⑥参加者の送迎　⑦デマンドバス　⑧タクシー利用
⑨バス利用　⑩有償運送サービス
⑪その他（　　）
⑫活動していない

◆ボランティアによる送迎があったら、利用したいですか
①すぐにでも利用したい
①の理由（　　）
②今後、困ったら利用したい　③利用したいと思わない

※特記事項

④支援してほしいこと、支援できること	してほしいこと	できること
①見守りや声掛け	□	□
②日常の話し相手	□	□
③ゴミ出し	□	□
④電球交換など	□	□
⑤掃除・洗濯	□	□
⑥調理	□	□
⑦買い物代行	□	□
⑧買い物や通院等の送迎	□	□
⑨散歩の付き添い	□	□
⑩庭木の剪定・草むしり	□	□
⑪その他（　　）	□	□

※特記事項

全国の住民互助の取組み…よくある実施事例

1 「乗り合って」スーパーやサロンへ

	形態	使用車両	運転者	付添	調整
乗り合って 定期的な実施	**・買物支援** **・サロン送迎** **・コミバス的な運行**	・法人等の車 ・ボランティアの車	・ボランティア ・法人職員	ボランティア	・ボランティア ・社協や包括

2 「個別に」 生活支援と一体的に支援

	形態	使用車両	運転者	付添	調整
個別に	**通院など個人ニーズ（生活支援と一体）**	ボランティアの車	ボランティア	ボランティア(1人で支援)	ボランティア 社協や包括

これらは **道路運送法**における**許可・登録**の手続き**不要の形態**で行われることが多い

岩手県**宮古市 門馬地区**(人口200人 120世帯 高齢化率57%)**「門馬地域送迎チーム」**

さわやか福祉財団「さぁ、言おう」2023年8月号から

経過①	・**岩手県北バスから**「106急行バス」の**路線変更と減便が提示され、**地域に大きな危機感が走った。日々の移動に支障が出るのは避けられない ・もともと**車がないと不便な地域**。地区の催しも乗せてくれる人がいなければ行けない。「**自分らが乗せて行けばなんとかなる。それくらいならできる**」と言った人がいて、うなずく人もいた ・思いを形にできないかと、有志が集まり、**互助型の移動支援について検討を始めることになった** ・2019年4月、自治振興協議会の役員や市の担当者を交えて**打合せ会開催**。結果、**市への要望や合併後の不満を伝える場だけとなり、空しく閉会**
経過②	・急行バスの**大幅減便が実施**され、地区内は**騒然**となる。**キーパーソン**となる**有志が住民の声を聞いて回り、**「何とかしないと地区内で**暮らせなくなる高齢者**が出てくる」「**行政頼みではなく、自分たちで できることを考えよう**」などの意見を踏まえ、活動創出に向けて話し合いの場を持つことを再提案 ・2021年9月から3月まで**計11回の話し合いの場**。制度の勉強ややり方の提案など、とことん話し合った。県のアドバイザー派遣制度も活用、事例も学んだ。会則も他の事例を参考に作成
経過③	・安定して送迎チームの活動を続けていくには、**自治振興協議会の同意が不可欠**、協議会の事業として位置付けてもらえないかと考え、**理事会に活動趣旨などを説明** ・当初はなかなか受け入れてもらえなかった。その理由は、地域の理解が得られていない＆**万が一事故が発生したとき**の**責任の所在**。ただ、会長は、個人的には移動支援に賛同する部分もあるとして、送迎チームの一員になってくれ、まずは地区内の**イベントで試行的に送迎**をやってみて、**課題を洗い出しながら実績をかさねる**ことを認めてくれた

岩手県**宮古市 門馬地区**(人口200人 120世帯 高齢化率57%)**「門馬地域送迎チーム」**

さわやか福祉財団「さぁ、言おう」2023年8月号から

お試し実施	・2021年10月、地区の文化祭に合わせ、**予約制の送迎をお試し実施**。**20人参加**。「1日カフェ」で軽食も提供。コロナ禍で久しぶりの再開を喜び合い、交流を楽しんだ。**門馬地区は東西17キロ**と広く、「**送迎がなければ参加できなかった**」という声も多く、「**やってよかった**」との手ごたえがあった ・**その後も地区行事で試行を重ねながら**、運用に向けた詳細を固めた ・**住民からの評判がよかった**ことから、**自治振興協議会も全面協力を約束** ・**2022年1月**：正式に「門馬地域送迎チーム」立上げ。4月：**地区内の広報紙で周知、利用者を募集**　7月から本格的に活動開始 ・一番問題になったのは保険のこと。乗せた人への保険・補償だけはきっちりした。全社協の送迎サービス補償Aに加入
実施方法など	・送迎範囲は門馬地区内。利用者宅とバス停間の送迎＆地域行事の送迎（公共交通と重ならない部分をカバー） ・**送迎チーム**：男女各4人計8人　**利用登録者**：33人 ・**使用車両**：マイカー ・予約方法：平日は出張所がとりまとめ、**送迎マッチングはLineグループで調整**。土日は送迎チームが対応 ・利用者負担：ガソリン代実費 毎月の定例会で、今後の運用について勉強会を重ねている（有償ボランティアへの変更など）

【個別に】 生活支援と一体的に支援　長野県 須坂市 「旭ヶ丘地区生活たすけ合いの会」

形態:生活支援　車両:公用車＆ﾎﾞﾗﾝﾝﾃｨｱ車　運転＆付添:ボランティア　許可・登録不要

経過	・2017年「旭ヶ丘地域づくり推進プロジェクト」が「ふれあい交通班」を組織し、たすけあい送迎を検討 ・移動手段に関するアンケート調査を実施 ・2021年9月　厚労省の老健事業(アドバイザー派遣)に長野県がエントリーして支援を受け、生活支援として実施することになった。行政は**「訪問型サービスB」の補助**で支援 ・2022年5月　旭ヶ丘地区生活たすけ合いの会を設立 　9月事業スタート
実施方法	【支援の内容】①衣類の整理　②衣類の裾上げ　③家具の移動　④話し相手　⑤**買物や通院等の付添い**　⑥スマホやパソコン、Wi-Fi等の悩み相談　⑦棚の取付け　⑧電球の交換等 【利用料】 **30分400円**　以後30分ごとに400円 【年会費】 **1000円** 【車両】 **旭ヶ丘ふれあいプラザの車両＆ボランティアの車両**
地域活動日	【活動地域】 旭ヶ丘地区内（買物や通院等は須坂市内・小布施町内も可）【活動日】 当面 週２日

旭ヶ丘地区生活たすけ合いの会　提供資料から

2022年9月16日　信濃毎日新聞

高齢者の外出 手伝います

須坂・旭ヶ丘地区　有志が「たすけ合い

買い物や通院の支援 有料で試行

生活全般の困り事も対応

須坂市旭ヶ丘地区の住民有志が「旭ヶ丘地区生活たすけ合いの会」を結成し、生活支援サービスの試行を始めた。買い物や通院などの外出支援をはじめ、パソ器の使い方の相談や家の片付けといった生活全般の困り事の解消に取り組む。

通院を終えた利用者を自宅へ送り届けるサポーター（左）

旭ヶ丘地区生活たすけ合いの会規約

令和４年５月24日制定

（名称）

第１条　この会は、旭ヶ丘地域づくり推進プロジェクト旭ヶ丘地区生活たすけ合いの会（以下「たすけ合いの会」という。）という。

（目的）

第２条　高齢等による体力や気力の衰えによって日常の家
高齢者に対して、たすけ合いの会が行う事業により、
援の輪を広げるとともに、交流を図ることを目的とする

（事業）

第３条　前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる生
（1）衣類の整理、衣類の裾上げ、家具の移動、話し相
スマホ・パソコン・Wi-Fi等の悩み相談、棚の取付、
（2）その他、特に必要と認める生活支援に関すること。
（3）生活支援（たすけ合い事業）の詳細については、別

（会員）

第４条　会員は、この会の事業を賛助する旭ヶ丘地区に
とする。ただし、会長が特別に認めた者についてはこの

（入会）

第５条　会員として入会しようとする者は、入会申込書を
とする。

（会費）

第６条　生活支援を利用する会員は、会費1,000円を納め
会員についても賛助会費として一口1,000円を納めるこ
２　会費は入会時に納入する。
３　入会した月が10月以降の場合、その年度の会費は50
４　次年度以降の会費は、毎年４月に納入するものとする

（退会）

第７条　会員は、会長への申し出により退会することが
２　会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会
（1）会費が１年以上納入されないとき。
（2）本人が死亡したとき。
３　退会の際は、既に納入された会費は返還しないもの

（役員の定数及び選任）

第８条　会に次の役員を置く。
（1）会長　１名

1

旭ヶ丘地区生活たすけ合いの会
たすけ合い事業利用手引き

旭ヶ丘地区
生活たすけ合いの会

Ver. 1

2022年８月25日発行

旭ヶ丘地域づくり推進プロジェクト

旭ヶ丘地区生活たすけ合いの会

1　たすけ合い事業の目的

高齢等による体力や気力の衰えによって日常の家事が困難に感じる旭ヶ丘地区の高齢者に対して、旭ヶ丘地域づくり推進プロジェクト「旭ヶ丘地区生活たすけ合いの会」（以下「たすけ合いの会」という。）が行う事業（以下「たすけ合い事業」という。）により、住民同士の支え合いによる生活支援の輪を広げるとともに交流を図る。

2　たすけ合いの会会員及び年会費

（1）会員は、この会の事業の利用者及び賛助者で、旭ヶ丘地区に在住・勤務している者を入会条件とする。ただし、会長が特別に認めた者についてはこの限りではない。

（2）会員として入会しようとする者は、規約に定める入会申込書を会長に提出し、承認を得るものとする。

（3）生活支援を利用する会員は、会費1,000円を納めなければならない。なお、賛助会員も賛助会費として一口1,000円を納めることができる。

（4）なお、2022年度の入会者及び2023年度以降の入会者で入会月が10月以降の場合は、その年度の会費を500円とする。

（5）次年度以降の会費は、毎年4月に納入するものとする。

（6）会を退会した場合、既に納入済の年会費は返還しないものとする。

3　たすけ合い事業における生活支援の内容

① 衣類の整理　② 衣類の裾上げ　③ 家具の移動　④ 話し相手
⑤ 買物や通院等の付添支援　⑥ スマホ・パソコン・Wi-Fi等の悩み相談
⑦ 棚の取付け　⑧ 電球の交換　⑨ その他

4　たすけ合い事業の活動地域及び活動日

（1）活動地域

旭ヶ丘地区内（なお、買い物、通院等にあっては須坂市内・小布施町内も可とする。）

（2）活動日

週2日を目途に活動日を定める。

5　たすけ合い事業の実施体制

（1）たすけ合いの会　たすけ合い事業全般の統括、会計業務並びに須坂市介護予防・生活支援サービス事業支援補助金の申請及び実績報告書類等の作成を行う。

（2）たすけ合いコーディネーター　地区における連絡調整の役割を担い、次の業務を行う。

① 利用申請の受付　② たすけ合いサポーターの指定及び配車などの連絡調整　③ 事業実施報告書の整理　④ 会の会計業務補助及びサポーターへの燃料代の支払い。

2

生活支援と一体的に支援　広島市 「びしゃもん台 絆くらぶ」

形態:生活支援　車両:個人有志提供　運転＆付添:ボランティア　許可・登録不要

経過	・毘沙門台団地は65歳以上が34%を占め、毘沙門台学区社協・町内会で福祉のまちづくりに取り組んできた。絆くらぶは、協同労働の仕組みで、幅広く生活支援活動を行ってきた ・令和２年10月から病院や買物の付添送迎サービスも開始。令和３年度296件。ワクチン接種では予約や送迎も
実施方法	**【生活支援】**網戸の張替え、庭木の剪定、家具の移動、掃除全般、不用品等の処分代行、**移動困難者の病院や買物の付添** その他【環境支援】団地内の緑化活動　【生きがい就労支援】住民が保有している資格者の活用（リフォーム・電気・水道工事・空調修理、相続相談、住まいの相談など技術保有者　【イベント】町内会催事の受託など 【拠点】ふれあいセンター絆内

「協同労働ひろしま」ホームページ等から

生活支援と一体的に支援　唐津市 「鏡おたすけ隊」（鏡地区）

形態:生活支援　車両＆調整:NPO法人　運転＆付添:ボランティア　許可・登録不要

経過	・2020年秋に、鏡校区社会福祉協議会で**生活支援事業**を立上げ。「鏡おたすけ隊」は、ごみ出しや買物代行など高齢者の「困りごと」に対応してきた。 **・免許返納者**や**自宅にこもりがちな高齢者**の**外出支援**が課題だった。 ・2022年 生活支援事業の事務局を担う**NPO法人「幸の輪」**(宅老所を運営)から**車両提供の申し出**があったことから、「鏡おたすけ隊」が自動車による付添い支援をはじめた。
実施方法	・ごみ出しなど高齢者の困りごとに対応 ・2022年から自動車による付添い・同行支援をメニューに追加 ・対象者　鏡地区に居住する75歳以上で、ひとり暮らしや高齢者のみ世帯＆障害がある人 ・30分500円(基本2時間以内) ・活動登録者：40人(うち外出支援担当は４人)
連携	**鏡校区社協、町内会長、民営委員等** ＜事務局＞NPO法人 幸の輪 ＊車両のほか自動車保険も提供

佐賀新聞ニュース「まちの話題」等から作成

生活支援と一体的に支援　長崎県 佐世保市 「小松こまらん隊」

形態:生活支援　車両＆運転＆調整:ボランティア　許可・登録不要

9、北松こまらん隊会員活動内容(登録者数28名)

- サポーター12名・(サポート養成講座修了10名・国土交通大臣認定7名)
- 利用者15名・(訪問B10名)R3年2月現在
- 透析通院介助・(月水金1名・火木土3名)
- 買い物支援・6名(週1～2)
- 通院介助・薬とり・5名(月1～2)
- 調理・ゴミ出し・2名(週1～2)
- リハビリ(散歩)・2名(週1～2)
- その他・事務手続き・(確定申告・事故処理・定額給付金・特定疾患の申請)・初盆の接待・大掃除・家具の移動・入退院の支援(入院中の洗濯、買物、家族の支援等)
- 外出支援・(銀行・郵便局・市役所・友人の見舞い・香典・法要へ・料理を届けたい・美容院・ 食事会・公園散策等)

【真坂共子会長の資料から】

【個別に】 生活支援と一体的に支援　奈良県葛城市「東和苑ささえ愛会」

形態:生活支援　車両:マイカー　運転＆付添:ボランティア　許可･登録不要

葛城市社会福祉協議会
田口研一郎SC発表資料から

会員制:有償ボランティア

東和苑ささえ愛会

ここ東和苑で高齢になっても不自由なく暮らしていけるよう、住民相互の支えあい活動が始まります。介護保険サービスや公的制度ではサポートできない、「ちょっとした困りごと」を、住民の特技を活かしてお手伝いします。

〇なぜ有償？→・費用負担があるほうが気をつかわず利用しやすい
・お互いが安心して利用、活動できるように保険へ加入するため
・ガソリン代などの実費

活動内容

※あくまでもボランティアのため内容、日時によっては対応できない場合もありますので、ご了承ください。

R4.4.1　東和苑ささえ愛会　活動開始

東和苑ささえ愛会　令和４年４月～令和５年３月　活動実績

◆活動内容内訳

◆正会員　：４名　→　６名
　賛助会員：５名　→　18名

◆内訳

〇外出支援(運転)
・病院の送迎、帰りに買物
・病院/施設への面会、手続き
・スーパー、薬局
・ホームセンター　など

〇その他
・庭の手入れ（草引き、剪定）
・大工仕事（網戸,フェンス）
・スマートフォン操作　など

パブリックコメント 2023.12.27～**2024.1.25**
「道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について」の一部改正について（概要）から

２．改正の概要

（1）**利用者から収受**する**ガソリン代**等の**実費**に、**保険料**及び**車両借料等**を新たに**追加**

（2）宿泊施設、幼稚園等、**施設送迎**や**生活支援サービスなどの主たる事業に付随する運送**において、運送の有無によって利用料が変わらない場合、**実費の受領を容認**

また、宿泊施設等においては、無償運送の運行範囲の考え方を明確化

（3）通訳案内士等による・・(略)

（4）その他所要の改正

３.今後のスケジュール（予定）

公布・施行：令和６年２月

解説（1）**実費**

当該運送行為がない場合には発生しない経費、すなわち

①**ガソリン代**実費、通行料、駐車場代

②**保険料**

・「移動サービス専用自動車保険」など活動日に掛ける**保険**（年間契約を含む）

・全国社会福祉協議会のボランティア関係の**保険**など（車両に もともと掛けられている自賠責保険・任意保険の一部を収受することは不可）

③**車両借料等**

当該運送を行うために発生した車両借料（レンタカー代＆それに伴う保険）

パブリックコメント 2023.12.27～**2024.1.25**
「道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について」の一部改正について（概要）から

（2）生活支援サービスなどの主たる事業に付随する運送において、運送の有無によって利用料が変わらない場合、**実費の受領を容認**

●現行の「通達」等

子供の預かりや家事・身辺援助の提供が中心となるサービスを提供するものであって、運送に対する固有の対価の負担を求めない場合
つまり、ガソリン代の実費は利用者から収受できない

●現行の運用

国交省旅客課：**乗車中も時間にカウントして良いという判断を地方運輸局に連絡**
2021.11.02

解説
・運送の有無によって利用料が変わらない場合　とは、生活支援サービスとして、車を使わないサービス（草取り、掃除、電球取替など）も車を使うサービスも、30分400円など同一料金体系であること場合を言う

・実費の受領を容認とは、
車を使って病院や買物に付添う場合、**ガソリン代などの実費を上乗せして**利用者から収受して良い

変更なし

（4）その他所要の改正　★取扱い注意

【現行】（許可・登録不要）

● **自家輸送（施設の送迎）の場合**

送迎サービスを利用する人も利用しない人も施設**利用料が同じ**である場合

● **自治会が輸送サービスを行う場合**

サービスを利用する人も利用しない人も、**会費が同じ**である場合

● **補助金について**（令和2022年11月の見解）

自治体が**補助金**として拠出した金銭が、団体が運転ボランティアに供与する人件費の資金源となった場合については、**運転者人件費と特定した補助金にはあたらないため、許可等は要しないものと扱われる。（運転者への運転行為に使途を特定した補助金は不可。）**

・自治体からの補助金の有無にかかわらず**団体が運転ボランティアに人件費を供与する**ことについては、**従来から特段禁止されていたものではない**が、「高齢者の移動手段を確保するための制度・事業モデルパンフレット(国交省)」が2022年3月に改正され、**可能である旨が明確化された。**

明記

【改正通達】（許可・登録不要）2月施行(予定)

・**有料の施設利用**の送迎は、**利用者の公平性を図る観点から、「実費」の範囲に**、車両償却費、車検料・保険料等の**車両維持費を含めることは差し支えない**

・**自治会の会費**で**車両を調達**することや、**会費から運転者に対して報酬を支払っても差し支えない**

・公平性を図る観点から、運送サービスの**利用の有無に応じて、「実費」の範囲内であれば会費に差を設けてよい**

・自治体が運送サービスを行うボランティア団体に対し、団体の職員（**運転のみを行う職員及び運転・その他の業務も行う職員を含む**）の人件費などに充てるものとして、団体の運営に要する費用の**補助金を支出する場合**（注＞ボランティア人件費などとなっている→○。運転ボランティア人件費と特定→×）

・登録ボランティアがNPO法人等の指示に基づき運送を行う場合、**謝礼・報酬等として、金銭等を運転者に与えることは差し支えない**

■　地域の課題・・重要なのは 介護予防＆地域づくり

■　地域で支え合う　移動支援活動の事例　　創出プロセス＆法制度

■　事故があったら どうするの！　（リスクマネジメント＆保険＆責任体制）

■　よくある質問

・運転ボランティアの年齢　　・ライドシェア　　・地方運輸局等との調整

事故や保険＆責任体制について

事故は、**起きないようにする**ことが**基本**
（**リスクマネジメントが重要**）

1）運転者講習の受講

・ 運転免許を取得してウン十年。知らず知らずに身に付いた**自分の運転のクセ**を、互助活動を始める前に**知る**。修正する

・ 運転技能を見極めてもらう→自信＆安心につながる

2） 互助活動による大きな事故は もともと**少ない。**(タクシーと異なり)行先が限定されている通いの場、スーパー、病院等の反復

3） 自分たちのルールで地域を限定

方法① 国土交通大臣認定 運転者講習

・ **福祉有償運送**(登録)の**運転者**に義務付けられた講習。**座学**＆**実技** 「大臣認定講習修了証」を授与
・ **互助活動**(許可・登録不要)のドライバーに運転者講習は**義務づけられていないが**
・ 大臣認定講習を無料で受講できるようにする自治体が増えている

方法②安全運転講習

・ 大臣認定講習のうち、**互助活動に必要な部分をコンパクトに抜粋した講習**。座学＆実技。「安全運転講習修了証」を授与
・実車（15分～20分）公道走行
教官役は、タクシーやデイのベテランドライバーなど

■事故が起きたときは**保険会社に任せる**。これが鉄則！

■　**自動車保険**

・他人を乗せるとき特別な保険は必要ない（国内大手の損保会社は確認済。ネットで手続きをする 特に海外資本の会社は各自要確認）

・任意保険の「総合補償」は、**対人賠償・対物賠償・人身傷害**の3つが組み合わされていることが多い
人身傷害もあると、責任割合に係らず、運転者と同乗者の傷害に対して、実際の損害額に応じた保険が払われる

・法人の車両やマイカーに本来かけている自動車保険を使いたくない場合　→次スライド

利用者登録のときに確認する

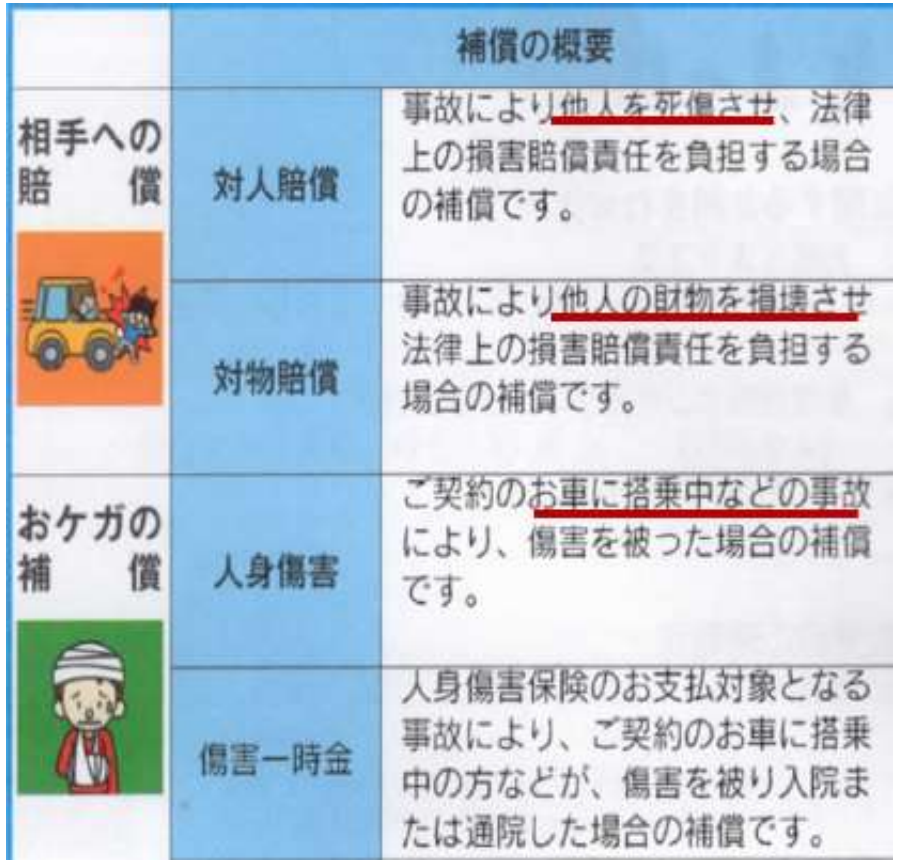

		補償の概要
相手への賠償	対人賠償	事故により他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負担する場合の補償です。
	対物賠償	事故により他人の財物を損壊させ法律上の損害賠償責任を負担する場合の補償です。
おケガの補償	人身傷害	ご契約のお車に搭乗中などの事故により、傷害を被った場合の補償です。
	傷害一時金	人身傷害保険のお支払対象となる事故により、ご契約のお車に搭乗中の方などが、傷害を被り入院または通院した場合の補償です。

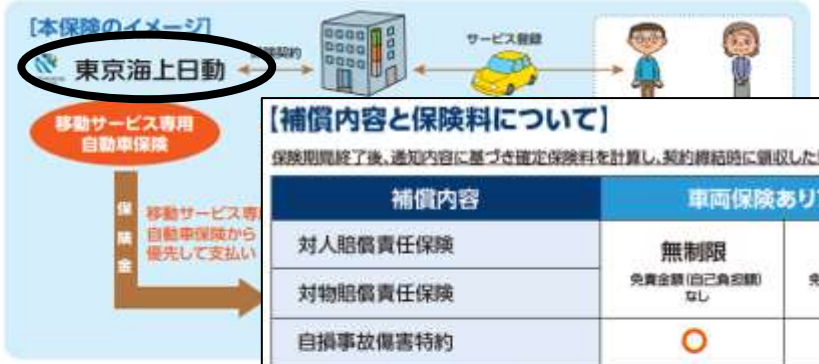

【補償内容と保険料について】 保険期間:1年

保険期間終了後、通知内容に基づき確定保険料を計算し、契約締結時に領収した暫定保険料との差額を追加領収または返還します。

補償内容	車両保険ありプラン		車両保険なしプラン
対人賠償責任保険	無制限 免責金額(自己負担額)なし	無制限 免責金額(自己負担額)なし	無制限 免責金額(自己負担額)なし
対物賠償責任保険			
自損事故傷害特約	○	○	○
対物超過修理費用補償特約	○	○	○
車両保険(一般条件)(保険金額300万円※1)	○ 免責金額(自己負担額)なし	○ 免責金額(自己負担額)3万円	×
概算保険料(1台・稼働日1日あたり)※2	1,210円	1,150円	400円

・法人や個人の自動車保険を使いたくない場合に掛ける保険
・事故のさいに、本来の保険に優先して補償。3社が販売
・1日1台あたり400円。車両保険を加えると約1200円

●保険契約者：**移動支援を実施する団体**（法人格は不問）
●対象となる自動車：①**登録ドライバー**もしくは家族名義の車両
②社会福祉法人等から**無償で借り受ける車両**
●損保ジャパンの商品は、車両保険ありの場合、人身傷害を付加（2021年1月から）

※契約に含まれていない各種特約については、**持込車両の**（本来の）**自動車保険を併用することが必要になる場合**もある

■全国社会福祉協議会の保険

ボランティアと利用者に切れ目のない補償が行われるよう保険をかける場合

	ボランティア自宅発	⇔	送迎車にボランティア乗車中	⇔	送迎車に利用者乗車中	⇔	買い物やサロンに参加中
自動車保険			●		●		
ボランティア活動保険（無償ボラ）	●	●		●		●	●
ボランティア行事用保険（Aプラン）				●		●	●
送迎サービス補償（Aプラン）				●	●	●	●
送迎サービス補償（Bプラン）			●		●		
福祉サービス総合補償（団体やグループの賠償責任を補償）	●	●	● ※傷害保険のみ	●	● ※傷害保険のみ	●	●

令和5年度

ボランティア行事用保険

（傷害保険、賠償責任保険、国内旅行傷害保険）

（https://www.fukushihoken.co.jp） ふくしの保険 検索

地域福祉活動やボランティア活動のさまざまな行事における
◎主催者や参加者のケガ
◎主催者の賠償責任（主催者責任）　を補償します

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

（本制度の契約形態）
本制度は、ボランティア行事を実施する主催者がのびにその行事の参加者を被保険者（保険の補償を受けられる方）として全国社会福祉協議会が一括して損害保険会社と締結する団体契約です。

補償金額（保険金額）

Aプラン・Bプラン・Cプラン共通
（熱中症危険補償特約、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約セット）

		保険金の種類		補償内容
ケガの補償	参加者本人のケガ	死亡保険金		400万円（※1）
		後遺障害保険金		400万円（限度額）
		入院保険金日額		3,500円
		手術保険金	入院中の手術	35,000円
			外来の手術	17,500円
		通院保険金日額		2,200円
賠償責任の補償		対人事故		1名・1事故2億円（限度額）（※2）
		対物事故		1事故1,000万円（限度額）（※2）

（※1）すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。
（※2）賠償責任の補償の限度額は、補償の対象となるリスクの種類ごとに適用されます。

参考

長野県 須坂市 旭ヶ丘地区生活たすけ合いの会が加入する保険

1．福祉サービス総合補償（サポーターの活動中のケガ等を補償、グループの賠償責任を補償）

保険会社	全国社会福祉協議会(損害保険ジャパン)		
加入プラン	Cプラン		
補償の内容	活動中のケガ	保険金	通院 日額5,000円、入院 日額8,000円
	活動中の死亡		1,080万円
	対人・対物の賠償		５億円(期間中限度額)
保険料	活動従事者全員の年間延活動日数×43円（たすけ合いの会で負担⇒市が補助）		
その他	自動車による事故も対象。ただし、対人・対物事故の賠償責任については対象外。		

2．送迎サービス補償（利用会員の付添支援の乗車中等のケガ等を補償）

保険会社	全国社会福祉協議会(損害保険ジャパン)		
加入プラン	Aプラン（利用者特定方式）		
補償の内容	乗車中・サービス実施者管理下のケガ	保険金	通院 日額 2,200円　入院 日額 3,400円
	上記の死亡		345.2万円
保険料	利用者１名×１日20円×利用日数（たすけ合いの会で負担⇒市が補助）		

須坂市高齢者福祉課　山岸和幸課長補佐　発表資料から

3．移動サービス専用自動車保険（プラザ車：公用車、ボランティア車の事故を補償）

※サポーターの自家用車の任意保険を使わずに補償

補償内容	車両保険ありプラン		車両保険なしプラン
対人賠償責任保険	無制限 免責金額なし （自己負担なし）	無制限 免責金額なし （自己負担なし）	無制限 免責金額なし （自己負担なし）
対物賠償責任保険			
自損事故傷害特約	●	●	●
対物超過修理費用補償特約	●	●	●
車両保険 （保険金額300万円）	● 免責金額なし （自己負担なし）	● 免責金額 （自己負担額）3万円	―
概算保険料(1台・稼働日1日あたり)	1,210円	1,150円	400円
保険料	車両保険プランなし、対象台数3台、稼働日100日の場合 400円×3台×100日＝年間保険料　120,000円 （たすけ合いの会で負担⇒市が補助）		

10万円以下の修繕の場合は会から負担⇒市で補助

保険会社：東京海上日動火災保険

須坂市高齢者福祉課　山岸和幸課長補佐　発表資料から

【利用登録（または入会）申込書】（事例）

この活動は、お互いさまの支え合いの地域をつくるために行われています。
事故は起きないよう努力していますが、万がいち事故が発生した際は、契約している保険の範囲内で補償します。合意いただける場合は、利用登録（または入会）してください。

貴会の活動趣旨に賛同したので、利用の登録（または入会）をします。事故の際の補償についても了解しました。

令和　年　月　日

お名前（ご本人）	お名前（ご家族）
電話番号（ご家族）	電話番号（ご家族）
生年月日　昭和　年　月　日	
ご住所	
緊急時連絡先（お名前、電話番号、続柄）	

＜個人情報の取扱いについて＞
・ご記入いただいた個人情報は、支援活動を行う 際に利用します。
・上記の目的以外で使用したり、あらかじめご本人の同意なく第三者に提供したりすることはありません。

〇〇の会

実施要綱・規約等も必要。**利用申込書**に**活動趣旨**や**事故のさいの補償**について記載しておくこともリスクマネジメントの1つ

秦野市栃窪地区買物支援事業に関する協定書

社会福祉法人浄泉会（以下「甲」という。）、とちくぼ買い物クラブ（以下「乙」という。）及び秦野市（以下「丙」という。）は、甲が「地域における公益的な取組」を実施することについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、甲の「地域における公益的な取組」について、乙及び丙が協力して取り組むために必要な事項を定める。

（事業の目的）

第２条　住み慣れた地域で自立した生活を続けていくため、高齢による体力の衰え及び交通環境の変化により移動が困難になった栃窪地区内の住民に、買物への移動支援サービスを提供し、買物困難者への支援を行うことを目的とする。

（事業の概要）

第３条　事業の概要は、次条に掲げる役割分担により、栃窪地区において、対象となる住民をスーパーマーケット等へ送迎することとする。

２　事業の詳細については、甲、乙及び丙が協議のうえ、決定する。

３　事業の開始日は、平成３０年１２月５日とする。

（役割分担）

第４条　甲、乙及び丙の役割分担は次のとおりとし、それぞれ責任をもって行う。

(1)　甲の役割分担

ア　事業の総括に関すること。

イ　車両に関すること。

ウ　運転ボランティアの受入れに関すること。

(2)　乙の役割分担

ア　利用者の連絡調整に関すること。

イ　車両の運転に関すること。

ウ　運行ルート及び事業実施日の調整に関すること。

(3)　丙の役割分担

ア　甲と乙との連絡調整の取りまとめに関すること。

イ　運転ボランティアに関すること。

ウ　ボランティア活動に対する支援に関すること。

（費用負担）

第５条　甲は、車両に係る費用を負担する。

２　乙は、利用者の連絡調整に係る費用を負担する。

（事故発生時の対応）

第６条　この事業の実施に伴い、事故、紛争等が生じたときは、甲、乙及び丙が協議のうえ処理する。この場合において、甲、乙及び丙は、相互に誠意を持って解決のための適切な処置をとるものとする。

２　乙は、事故、紛争等が生じたときは、速やかに甲及び丙に連絡する。

（相互の連絡調整）

第７条　甲、乙及び丙は、相互の連絡調整を円滑に行うため、適宜、連絡調整会議を開催する。

（秘密保持）

第８条　甲、乙及び丙は、この事業の実施に当たり、個人情報等の知り得た情報を第三者に漏えいしないよう、必要な処置をとるものとする。

（疑義事項の取扱い）

第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲、乙及び丙は、その都度協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書３通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

平成３０年１２月４日

甲　秦野市渋沢２６２０番地の２
社会福祉法人浄泉会
理事長　西田精吾

乙　秦野市栃窪[redacted]
とちくぼ買い物クラブ
会長　土田正幸

丙　秦野市桜町一丁目３番２号
秦野市長　高橋昌和

■　地域の課題・・重要なのは 介護予防＆地域づくり

■　地域で支え合う　移動支援活動の事例　　創出プロセス＆法制度

■　事故があったら どうするの！　（リスクマネジメント＆保険＆責任体制）

■　よくある質問

・運転ボランティアの年齢　　・ライドシェア　　・地方運輸局等との調整

よくある質問　**運転ボランティアの年齢について**

・**法人タクシー**の場合は、**法律による年齢制限はない**。個々のタクシー会社の経営判断。運行管理と雇用責任
・**個人タクシー**の場合は、**過疎地等**は**80歳まで**に引き上げられた。2023年9月

・**福祉有償運送**の運転者は75歳までと決めている団体が多いが、危機に直面している
・互助型は どうする？

参考

・**安宅和人** 慶応大学教授 **著「シン・ニホン」**
大半の人がもっとも生きがいを感じるのは自分が世の中の役に立っているときに違いない。それには仕事をする、つまり誰かや社会の役に立ってお金をもらう、というのが一番端的なわけだが、それを取り上げておいて豊かな老後を目指せというのは少々おかしい。

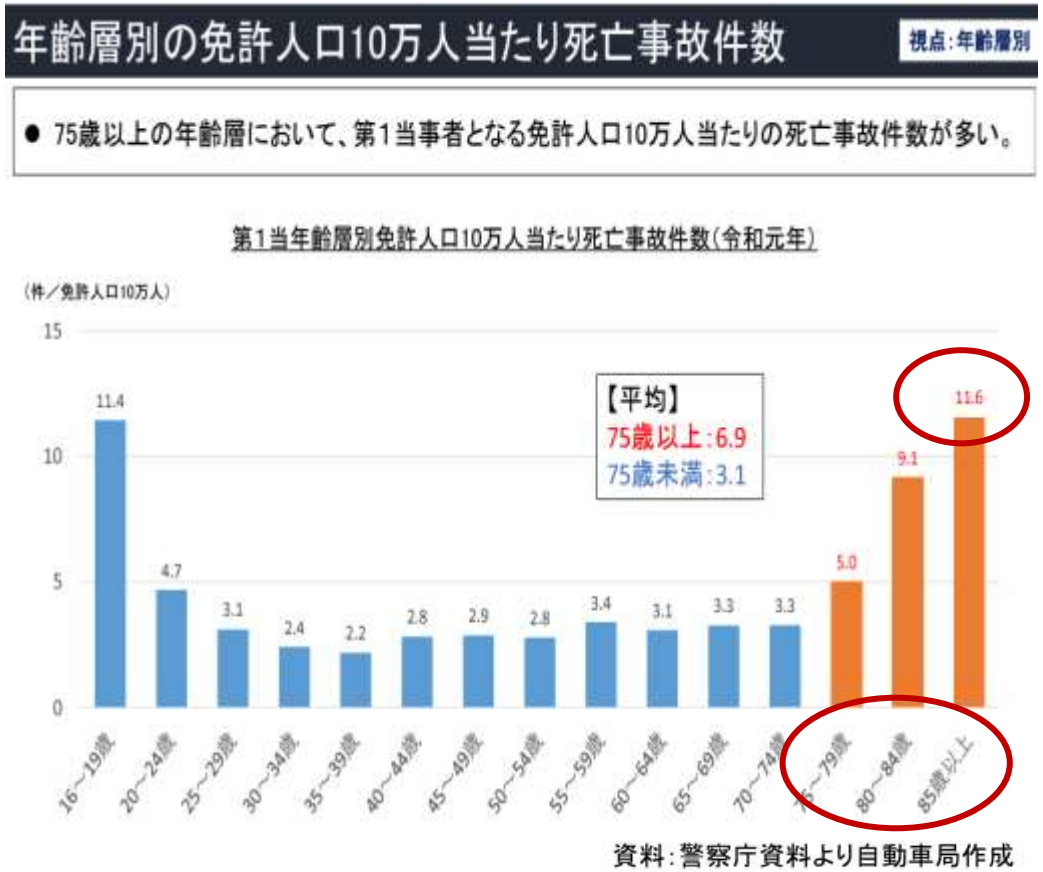

このシニア層の活躍には大いなるポテンシャルがある。・・・20～65歳ではなく、**20～80歳まで範囲を広げる**だけで、3割以上の しかも経験豊かな労働力が増えるからだ。このように大きな才能と情熱のかたまりを**「強制」退場させてしまうのは あまりにももったいない**ことだ。

参考

7 高齢運転者による死亡事故

出典：**広島県警察本部**　令和２年中の交通死亡事故の主な特徴（令和3年2月）

○　令和２年中の65歳以上運転者による死亡事故件数は11件と前年に比べて大きく減少し，平成22年と比べてほぼ半減した。75歳以上運転者による死亡事故件数は７件で前年比４件増加した。

○　免許人口10万人当たりの死亡事故件数では，75歳以上運転者は特に減少が見られ，75歳未満運転者の差が小さくなっている。

高齢運転者による死亡事故件数の推移
（平成22～令和2年）

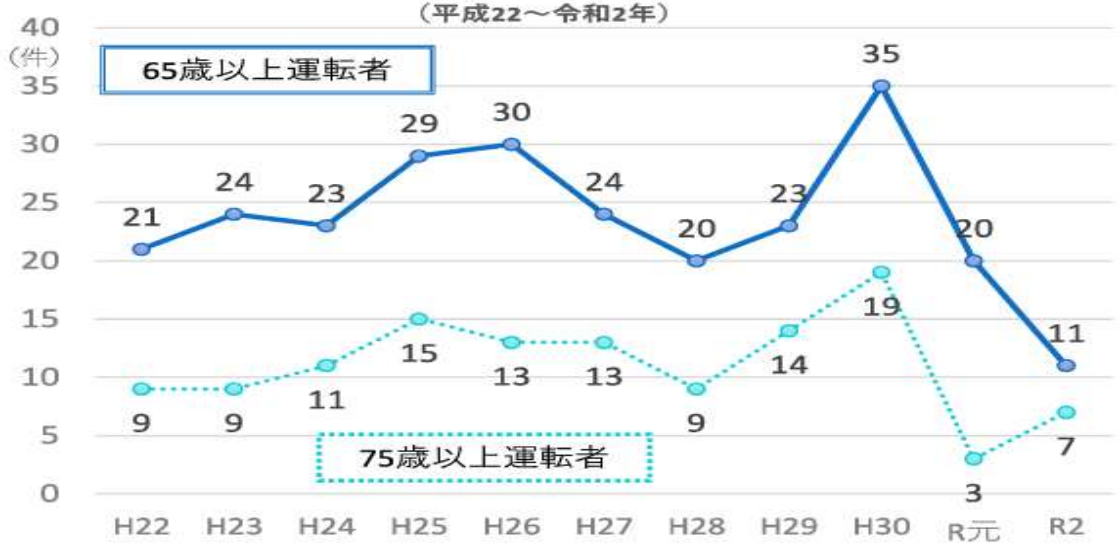

年齢層別　高齢運転者の死亡事故件数の推移　［件］

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R 2
65-69	9	9	5	10	10	4	6	6	6	8	2
70-74	3	6	7	4	7	7	5	3	10	9	2
75-79	5	4	3	7	7	4	2	6	7	0	3
80以上	4	5	8	8	6	9	7	8	12	3	4
合　計	21	24	23	29	30	24	20	23	35	20	11

注）「高齢運転者による死亡事故」‥原付以上の65歳以上高齢者が主たる原因者となった死亡事故。

高齢運転者による免許人口10万人あたりの
死亡事故件数の推移（平成22～令和2年）

注）算出に用いた運転免許人口は，各年12月末の免許人口で，運転免許課資料による。

12

参考

５　高齢運転者による交通死亡事故件数の推移

出典：**警察庁交通局**　令和４年における交通死亡事故の発生状況について（令和５年３月）

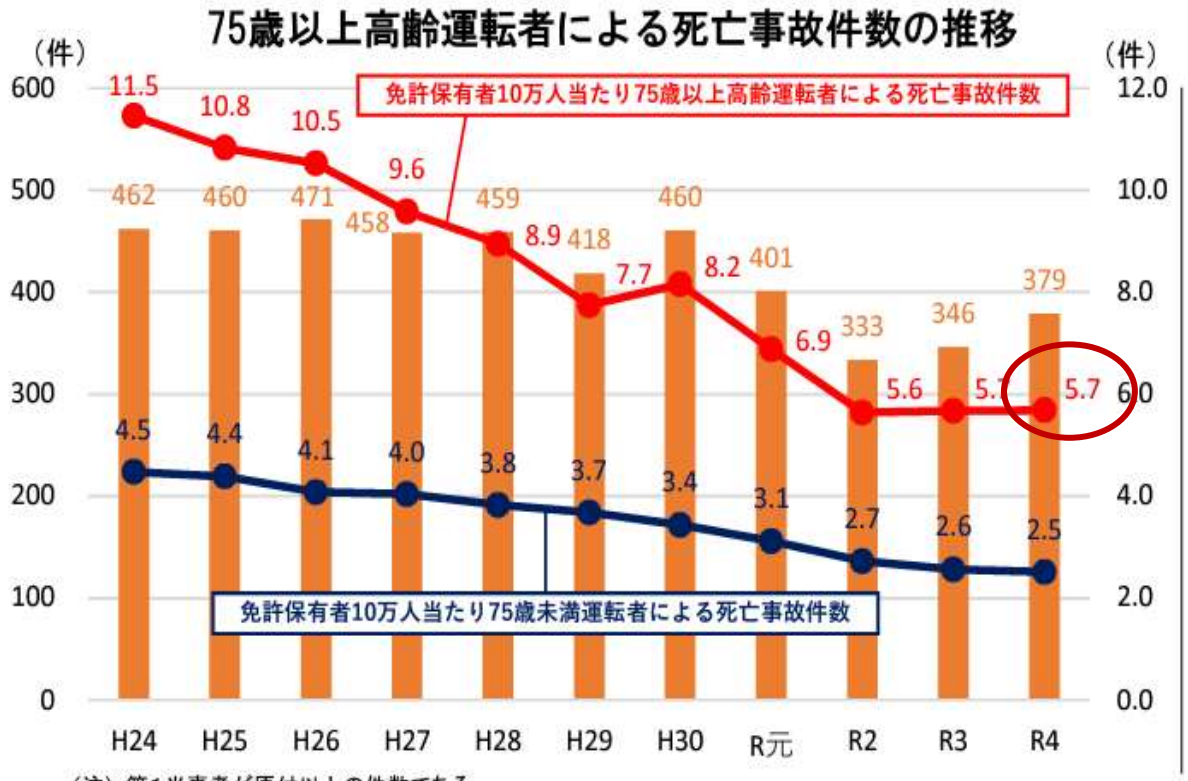

（注）・第１当事者が原付以上の件数である。
・算出に用いた免許保有者は、各年12月末の値である。

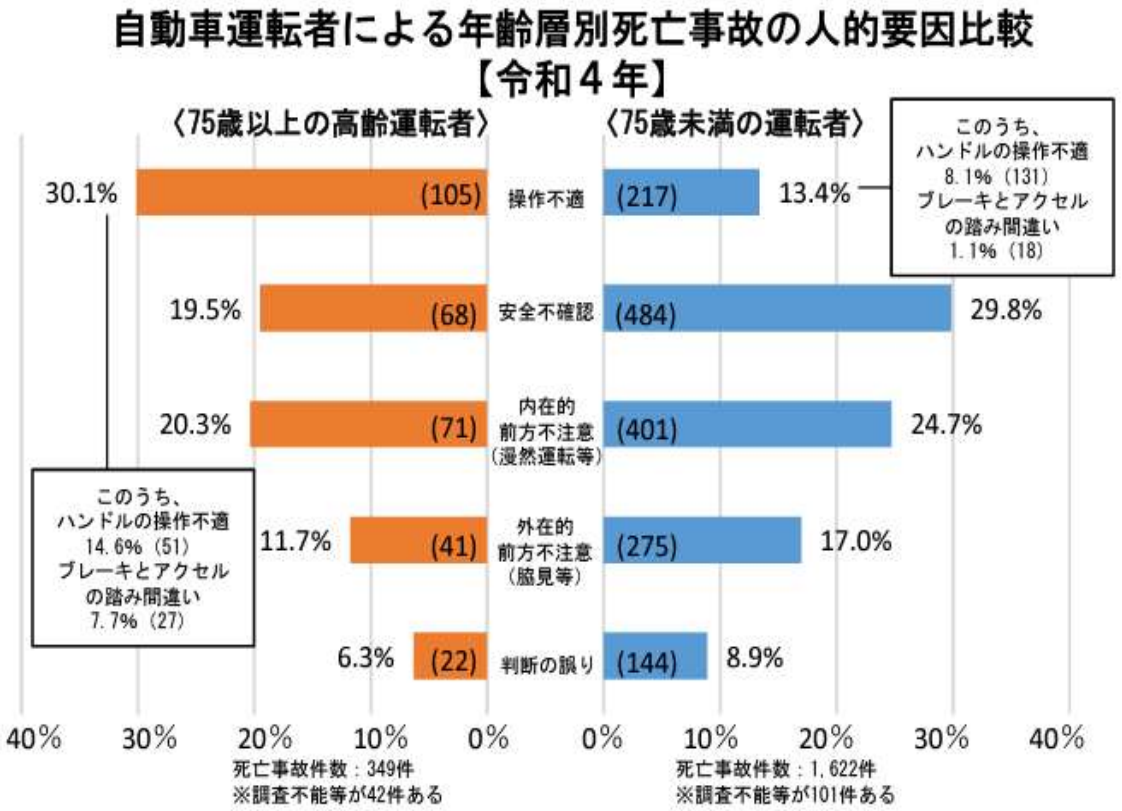

参考

自動車運転者による年齢層別死亡事故の事故類型比較【令和４年】

出典：**警察庁交通局**　令和４年における交通死亡事故の発生状況について（令和５年３月）

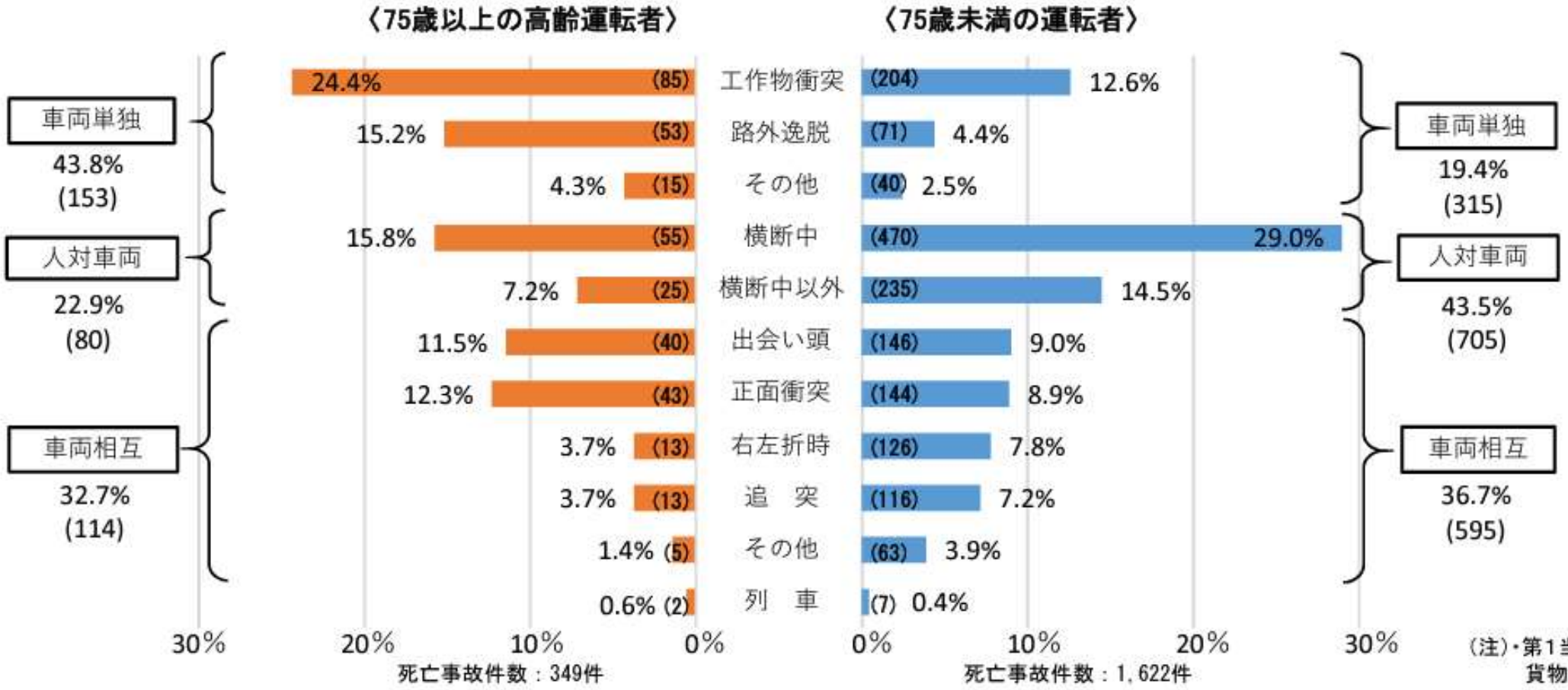

（注）・第1当事者が自動車（乗用車、貨物車、特殊車）の件数である。

提案

- **運転の安全性には個人差がある**
- また、地域の交通事情や送迎の範囲・内容にも違いがある。地域で決めたほうが良い
- **安全運転か否かの見極め※を行い、大丈夫な人は、80歳くらいまで**運転ボランティアを担ってもらってはどうか
  （※自動車事故対策機構の運転者適性診断など）
- ただし、11ｽﾗｲﾄﾞのような弱点等には考慮すること

【事例】 神奈川県 海老名市「広報えびな」2024年1月15日号

目指すは〝みんなで楽しく暮らせるまち〟

「つながりができると困ったときの助けになるから」と、持ち前の発想力と創造力を生かし、高齢者の楽しみが生まれるコミュニティーづくりに努める市橋さん。高齢者を自宅からサロンへ送迎する移動支援も立ち上げました。

「高齢になればなるほど遠出の機会は少なくなるからね。それなら近くに楽しみが生まれるようにしようと。足腰が弱ってきても、閉じこもりがちでも、とにかくみんなで楽しめるように」と、張り切っています。

サロンのイベント企画も市橋さんの理想の地域づくりのためには大切な活動です。「声を掛け合って笑いが生まれるから〝つながり〟を感じるんじゃないかな。企画だけして独りよがりに満足するのは好きじゃない。同じ目線で一緒に楽しんで、みんなの笑い声を聞けるのが一番の幸せ」

自らがつながりを体現し、みんなの先頭に立って活動する市橋さん。あふれる熱意を胸に、地域のキャプテンとして進み続けます。

今月のえび人

市橋輝朗（いちはしてるお）さん
（浜田町在住・84歳）

浜田地区社協会長、ゆめクラブ浜友会会長。浜田自治会の会長の時、現在の活動拠点の自治会館建て替えにも尽力。モットーは「率先垂範」「有言実行」。

日本型「ライドシェア」

【背景】
・タクシー不足（コロナ禍で2割の運転手が離職）
・国はインバウンドを促進する方針(海外からの旅行客はライドシェアを使い慣れている)

・ **一般のドライバー**が ①**タクシー会社**や配車アプリ会社の**運行管理体制** または ②**自治体**の運行管理体制のもとで**有料で客を運送**
・ **4月から一定の条件下で解禁**
・**①の法的根拠は78条の3**
(公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において**国土交通大臣**の**許可**を受けて地域又は期間を限定して運送の用に供するとき)
・②の詳細は不明　**法的根拠は78条の2**(自家用有償旅客運送)**の登録と報じられている**

①は パブリックコメント実施中　3/9締切り
https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=155240909&Mode=0

1．制度の概要
（1）許可基準
・対象地域、時期及び時間帯並びに車両数
➢ タクシーが不足する地域、時期及び時間帯並びにそれぞれの不足車両数を、国土交通省が配車アプリ等のデータに基づき指定していること。
・資格要件
➢ 一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けていること。
・管理運営体制
➢ 運行管理、車両の整備管理や研修・教育を実施する体制が整えられていること。
➢ 安全上支障のないよう、勤務時間を把握すること。
・損害賠償能力
➢ タクシー事業者が対人 8,000 万円以上及び対物 200 万円以上の任意保険に加入していること。

（2）許可に付する条件
・使用する自家用自動車について
➢ タクシー事業者ごとに使用可能な車両数は、地方運輸局長等が通知する範囲内であること。通知する車両数は、許可地域ごとに１.（１）の車両数の範囲内であり、かつ、事業者ごとに当該地域に配置している事業用自動車の車両数の範囲内とする。
➢ 自家用車活用事業であることを外部に表示すること。
・ドライバーについて
➢ タクシー事業者は、ドライバーに対して事前の研修（大臣認定講習を含む。）及び教育を受けさせること。
➢ タクシー事業者は、ドライバーに対して運転者証明を携行させること。
・運送形態・方法について
➢ 利用者とタクシー事業者間で運送契約が締結され、タクシー事業者が運送責任を負うこと。
➢ 運送引受け時に発着地が確定していること。
➢ 自家用車が配車されることについて、利用者の事前の承諾を得ていること。
➢ 運賃は事前確定運賃により決定し、支払い方法は、原則キャッシュレスであること。
➢ 発着地いずれかがタクシー事業者の営業区域内に存すること。

（3）許可期間
許可期間は２年とする。

2．今後のスケジュール（予定）
公布・施行：　令和６年３月

東京交通新聞　2024年2月12日

「2年更新制」「遊休車も可」

国交省「日本型」制度案策定

ヒアリングに臨む（手前から）全自交・溝上委員長、全タク連・川鍋会長、1人挟んでLINEヤフーの川邊会長（7日、東京・霞が関）

国土交通省はタクシー会社管理下の「日本型ライドシェア」（自家用車のタクシー）の事業許可・基準案を策定し、7日の交通政策審議会（国交相の諮問機関）・自動車部会（部会長＝塩路昌宏・京都大学名誉教授）に提示した。9日、意見公募に入った。来月中に制定・施行する。2年限定許可の更新制を導入、使用台数は営業車の保有台数を上限とした。一般ドライバー所有の自家用車に加え、遊休のタクシー車両や事業者が用意する自家用車の使用も認める。

制度名は「自家用車活用事業」。道路運送法78条3号（公共の福祉の許可）に基づき、創設される。タクシーが不足する地域、時期、時間帯と台数について、配車アプリなどのデータに基づき、同省が指定する。安全面では、運行管理、車両整備管理や研修・教育を実施する体制を整え、勤務時間を把握すると定めた。車体に自家用車活用の表示を求める。

事業者はドライバーに対し、大臣認定講習を含む研修と教育を行う。運転者証を携行させ、運送責任を負う。運送引き受け時に発着地が確定し、発着のいずれかが営業区域内とすることも条件に据えた。

運賃はタクシーの事前確定運賃を採用。支払い方法は原則、キャッシュレスとした。

部会には、全国ハイヤー・タクシー連合会の川鍋一朗会長（日本交通取締役＝東京）、全自交労連の溝上泰央委員長、LINE（ライン）ヤフーの川邊健太郎会長（規制改革推進会議）、鳥取県の平井伸治知事（全国知事会）らがヒアリングに臨んだ。

川鍋会長は「どこでタクシーが足りないのか、類型ごとに、客観的データでの議論を強く要望する。米国型ライドシェアは事故・犯罪が多く、働き手の保護が不十分。日本型など、われわれの結果を見てから、データドリブン（データに基づく意思決定）で慎重かつ丁寧に判断してほしい」と訴えた。

東京交通新聞　2024年1月29日

日本型ライドシェア

アプリ各社が導入支援

配車アプリ3社のトップが全タク連の賀詞交歓会で交流。スマートフォンの画面に笑顔を向ける（左から）S.RIDEの橋本洋平社長、GOの中島社長、ウーバージャパンの山中ゼネラルマネージャー（22日、東京・大手町）

「日本型ライドシェア」（自家用車のタクシー）の導入に向けた、国内外配車アプリ3社の動きが26日、表面化した。

GO（ゴー、東京・港区、中島宏社長）はドライバー職の求人サイト「GOジョブ」で、自家用車・普通免許ドライバーの事前登録の受け付けをスタートさせた。東京23区内や横浜市、川崎市、京都市での乗務を希望する人が対象。採用募集が始まった際に求人の案内を送る。先立って12日に、事業者向けの相談窓口を設けた。

米Uber（ウーバー）の日本法人、ウーバージャパン（港区、山中志郎モビリティ事業ゼネラルマネージャー）は、日本型ライドシェアへの参画を表明した。各地で提携するタクシー事業者と4月に開始する方針。「約70カ国で利用されているウーバーアプリを使い、タクシー会社によるライドシェアの導入支援を開始する。海外で得た知見や最先端のテクノロジー、改良を重ねてきた安全対策を活用する」とした。

中国系のDiDi（ディディ）モビリティジャパン（港区、和久山大輔社長）は、日本型ライドシェアの導入を検討するタクシー事業者の相談窓口を設置した。「タクシー事業者運行主体でのライドシェアに対し、乗客向け・ドライバー向けアプリの開発、タクシー事業者向けのプロダクト（製品）開発などの支援を開始する。15カ国での経験を生かす」と決意を示した。

ライドシェア 全国21の自治体が事業開始に向けて検討へ

NHK NEWS

2024年2月1日 13時29分　自動車

一般のドライバーが自家用車を使って有料で人を送迎する「ライドシェア」について、政府が自治体などの管理のもとでの制度を拡充したことを受けて、全国21の自治体が事業の開始に向けて検討する考えを示したことが市町村長で作る団体のまとめで分かりました。

一般のドライバーが自家用車を使って有料で人を送迎する「ライドシェア」について、政府は、タクシー会社の管理のもとで地域などを限定し、ことし4月から導入することにしています。

説明：
次頁

また、バスやタクシーといった移動手段の確保が難しい過疎地などでは自治体やNPOの管理のもとで、一般のドライバーが有料で送迎できる制度を拡充しています。

これを受けて、去年12月に発足した団体で、全国108の市町村長で作る「自治体ライドシェア研究会」が1月31日時点で会員の各自治体に確認したところ、北海道ニセコ町や京都府舞鶴市それに熊本県高森町など、21の市や町が事業の開始に向けて検討する考えを示したことが分かりました。

いずれも住民が移動するための公共交通に課題を抱える地域だということです。

「自治体ライドシェア研究会」は各自治体での導入が円滑に進むよう、今後、国土交通省などとの調整を行いたいとしています。

また、地元のタクシー業界の理解を得るために必要な取り組みもあわせて検討するとしています。

運輸局や交通事業者との調整

■ **住民全体**に対して **公共交通は乗ることによって維持できる**との認識を共有することが大事：**マイカー移動を減らし公共交通を使う**

・高齢者に対しては**個別カルテ**の作成

■ **事業者には**以下を説明、理解をえる

・買い物や通院に苦労している高齢者がいる

・厚生労働省の地域づくり方針、高齢者の社会参加。社会福祉法人の「公益的な取組を実施する責務」

・国土交通省の互助を促進する方針「許可又は登録不要の通達」改正

■ だが、互助活動を**タクシー代わりに便利に使われても困る➡**利用対象者に制限を設ける事例

75歳以上、独居または高齢者世帯のみ、

○○地域に住んでいて通院や買い物に困っている人など

■ **閉じこもり防止**や**介護予防**の観点から **高齢者の外出を促進する**には**選択肢が必要！**

■ **地方運輸局に相談する必要がある？**

・現行通達 「それぞれの事例に即して個別に総合的な判断を行うことが必要であるが」「運輸支局等による相談の受入れ・・」等

・**改正通達(案)** 「地域における移動資源の確保がかなり困難になっているなかで、道路運送法における許可又は登録を要しない運送についても、公共交通機関や自家用有償旅客運送の果たす役割を補完することが重要であることから、改めて下記のとおり整理したので、その旨了知されるとともに円滑な実施に努められたい。その際、このガイドラインの運用にあたっては、無償運送行為が本来は自由に行えるものであり、一般の方々が「許可又は登録」をせずに行える運送行為を安心して行えるよう記述したものであることを理解しておく必要がある」 （**相談について記述なし**）